

交通安全かわら版

令和 7 年 7 月
茨城県警察本部交通総務課
NO. 26

～ 夏の交通事故防止県民運動の実施 ～

期 間：令和 7 年 7 月 15 日（火）～ 7 月 24 日（木）

夏の交通事故防止県民運動

スローガン：わすれない ルールと注意と ヘルメット

歩行者（特に子供と高齢者）の保護

運転者の方は…

- 横断歩道に接近するときは、早めに減速し、安全確認を徹底しましょう。
- 横断歩道を渡ろうとする歩行者がいるときは、必ず止まりましょう。



歩行者の方は…

- 横断歩道を横断するときは、必ず右左の安全を確認し、手をあげて運転者に横断の意思を伝えましょう。
- 夕方や夜間に外出するときは、反射材や明るい服を着用しましょう。



ハンドサイン運動推進中！

詳細はこちら→



妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを忘れずに、安全な速度・方法での運転を心がけましょう。
- 十分な車間距離を保つとともに、不必要な急ブレーキや無理な進路変更などは絶対にやめましょう。
- 飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転を絶対にしない・させない」強い意志で、飲酒運転を根絶しましょう。



自転車の安全利用の推進

- 【自転車安全利用五則】をはじめとした、自転車の交通ルールを守りましょう。
- スマホなどの通話・操作をしながらの運転や、ヘッドホンなどで音楽を聴きながらの運転は危険です。絶対にやめましょう。
- 万が一の事故に備えて、自転車保険に加入しましょう。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用